

Title	スウェーデン刑法第六章(性犯罪)の改正について
Sub Title	Amendment of chap. 6 (On sexual crimes) of the Swedish penal code
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.8 (2005. 8) ,p.35- 54
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20050828-0035

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

スウェーデン刑法第六章（性犯罪）の改正について

坂 田 仁

- 一 序
- 二 性犯罪規定の改正経過
- 三 今回の改正の経緯
- 四 今回の改正の特徴
- 五 個々の規定について

序

スウェーデン刑法第六章（性犯罪）が全面的に改正された。改正法は本年（二〇〇五年）四月一日より施行されている。前回の全面改正は一九八四年に行なわれたので、二〇年ぶりの改正になる。現行刑法の制定が一九六二年であるから、改正が二〇年ごとに行なわれている印象である。以下その内容について筆者の入手した立法資料その他の資料を参照して紹介したい。

料を参照して紹介したい。

一 性犯罪規定の改正経過

現行刑法の制定当時刑法第六章の標題は「道徳に対する犯罪」(Sedlighetsbrott)であつたが、これが性犯罪(Sexualbrott)に変更されたのは一九八四年の改正による。⁽¹⁾

一九八四年の改正は、一九八一年に提出された一九七七

年設置の性犯罪審議会 (Sexualbrotskommitten) の答

申に基づくものとされているが、実はこの審議会とは別に一九七〇年代に性犯罪調査会 (Sexualbrotsutredning) が設置されていて、その答申が提出されている。ここでは性犯罪に関わる古い用語を現代化するとともに暴力的性交を主要概念とする当時の性犯罪概念を放棄し、性刑法の目的を性道德の維持から性的攻撃の禁止に移し、刑罰を軽減する方向で刑法第六章の改正を意図した⁽⁴⁾。右の視点から暴力的性犯罪を、「性的強制 (sexuell tvång)」を根幹概念として、侵害の程度により三分し、その重いものを強姦として処罰し、侵害の程度の軽いものには軽い刑罰を科すとの態度をとり、第六章の標題を「性的攻撃 (Sexuell åtgärd)」に変更することを提案した⁽⁵⁾。ただ、性犯罪調査会は、性犯罪に対する処罰を軽くする方向で提案を行なっており、これがレミス手続で批判を受けた経過がある⁽⁶⁾。

性犯罪審議会と性犯罪調査会との間で、レイフ・パーソン (Leif Persson) による性犯罪の実態調査とそれに基づく提案が行なわれている⁽⁷⁾。パーソンは一九七〇、七三、七六年に発生して同年中届出のあった第六章第一条の罪 (未遂を含む) を調査し、その結果を下記のように要約し

てゐる⁽⁶⁾。

純粋な強姦は届出事件の約七〇パーセントにとどまる。これらの事件は夏季半年の週末の夜に集中している。事件発生場所は当事者の自宅、暴力も抵抗も激しいものでなく、半数は性交を完了している。当事者の面識は浅い。四〇パーセントは事件前まで見知らぬ関係で、一〇パーセントは初対面である。

行為者は、二〇ないし三〇歳、四〇パーセントは外国人、職業的地位は低く、犯罪歴がある。何らかの社会的・精神的問題をもっている。被害者の半数は一五歳ないし二五歳、外国人の比率は小さい。失業者の比率は大きい。また、犯罪歴、社会的・精神的問題のある者の比率も小さい (一般の人の場合より大きい)。事件処理の経過で被害者が告訴を取り下げる場合が多い。届出事件の約二〇パーセントが公訴を経て有罪の判決を受けている。判決の内容は半数が拘禁、二五パーセントは閉鎖的精神医学的保護に処されている。

こうした事実の他に統計的事実もふまえ、パーソンは刑法第六章第一条の罪を強姦、性的強制、性的玩弄の三類型に分類することと強姦罪等を親告罪から外すことを提案している⁽¹⁰⁾。この提案は、性犯罪調査会の提案、即ち第六

章第一条及び第二条を統合して前記の三類型を作ることに
ついて、強姦の構成要件中行為者を男に限ること及び姦淫
の達成を以て既遂とすることを否定する点を支持し、被
害女性の犯行直前の行為に意味を与える点を批判し、その
上で被害者に対する支援の必要性を強調した。⁽¹¹⁾

この調査は、一九七七年の性犯罪審議会の求めに応じて
実施されたもので、政府は同審議会の設置指示の中で、性
犯罪調査会が意図した寛刑化と被害女子の示した犯行前の
行為を重視する提案を批判して、これとは異なった方向で
性犯罪に関する規定の検討を求めた。⁽¹³⁾この審議会の答申の
内容とそれに基づく第六章の改正法が後藤、平野両氏の協
力を得てジュリストに発表された故中谷教授の論文の取扱
っているものである。⁽¹⁴⁾

その後、一九九三年に女性平穩審議会 (Kvinnofrids-
kommissionen) が設置された。⁽¹⁵⁾その最終答申 (Kvinn-
frid, SOU 1995:60) は一九九五年に提出されているが、
この中に刑法第六章の改正提案が含まれている。⁽¹⁶⁾また、同
じく一九九三年に設置された売春問題に関する調査会
(Prostitutionsutredning) も一九九五年にその最終答申
(Köns-handeln, SOU 1995:15) を提出している。⁽¹⁷⁾この答
申は売春の犯罪化の提案を行なっている。⁽¹⁷⁾政府は、これら

に基づいて一九九七年に女性の平穩に関する一連の法律案
(Prop 1997/98:55) を議会に提出した。上記の二つの提案
は、この法律案の中に他の法律案とともにまとめられて議
会の審議を経て法律となった。

女性平穩審議会の答申にかかる部分⁽¹⁸⁾では刑法第六章第一
条、第三条ないし第六条及び第一二条の改正が行なわれた。
このうち重要なのは第一条の改正で強姦の構成要件の拡大
が行なわれた。ポイントは強姦の成立に必要な条件として
姦淫に加えて「侵害の程度及びその他の事情から強制され
た姦淫と同程度の性的接触 (könsligt umgänge)」が第一
条の文言に追加されたことである。第三条ないし第六条の
改正は用語を性的に中性化したもので、一二条の改正は第
六章の犯罪の未遂等を処罰すると同時に媒合の罪を知って
いて届出又は暴露しなかった者の処罰を定めたものである。
売春問題に関する調査会の答申に基づく提案⁽¹⁹⁾にかかる部分
では売春の犯罪化のために新たに単行法、「性的奉仕の購
入を禁止する法律」(一九九八年法律第四〇八号) が制定
された。この法律は、対価を支払って一時的な性的結合を
行なうことを犯罪化したもので、第六章第八条の媒合の罪
と関連するものである。しかし、対価を受取って性的奉仕
を提供する者は処罰されないとされた。売手の社会的地位

の弱さに配慮がなされているという観点が指摘されている。⁽²⁰⁾

二 今回の改正の経緯

今回の性犯罪規定の改正は、一九九八年の性犯罪審議会の設置から始まる。この審議会の設置指示の中で政府は九つの重点審議項目をあげている。⁽²¹⁾

- a 裁判所における性犯罪の量刑及び刑罰価値の判断を調査し、必要な措置を示すこと。
- b 一部の性犯罪から「強制」の要件を除去すべきか否かを検討すること。同時に「要件」となる強制の程度も検討すること。
- c 強制の要因の適用ができなくても児童に対する深刻な性的攻撃を強姦に含める解決案を検討すること。
- d 媒合の概念を拡大して、セックスクラブ等の有害な影響の防止を検討すること。
- e 性犯罪の国外犯に対する二重処罰の問題を検討すること。
- f 児童を性的姿態表現及び猥褻図画作成に利用することを絶対的に禁止する規則を一五歳以上一八歳未満の者に拡大すること。

g 性的な目的で行なわれる人身取引（特に児童及び女性）を対象とする特別な犯罪行為類型の必要性を検討すること。

h 性的な内容の不快な言語表現に関する処罰規定について検討すること

i 一五歳未満の児童に対する強制猥褻の公訴時効の進行起点を児童が一五歳に到達する日とすることを検討すること。

これらに対する審議会の答申は二〇〇一年に政府に提出された。答申は付録を含めて七百頁の大きいもので、性犯罪にかかる刑法の規定の文言の検討、加害者及び被害者、性犯罪立法の明確化、新規則における強制と同意、成人に対する性犯罪、児童に対する性犯罪、媒合及び売春、親族間の性交並びに性犯罪の捜査と裁判が問題として取上げられている他、性的姿態表現 (sexual posing) とセックス・クラブ、国際的な問題 (人身売買と国外犯の二重処罰) が取上げられている。⁽²³⁾ 筆者の余裕のなさから、本稿ではこの中味の紹介は省略する。

答申の中には性犯罪に関する刑法第六章を全面改正する法律草案⁽²³⁾とともに人身売買、児童強姦等にかかる規定の新設⁽²⁵⁾、並びにポルノグラフィの取締規定の拡大等⁽²⁶⁾が提案さ

れている。この改正草案の中には、前述した性的奉仕の購入を禁止する法律の内容が草案第六章第一条として取入れられている。⁽²⁷⁾

上記の提案のうち「性的な目的で行われる人身取引」にかかる第四章の改正が二〇〇二年に立法化され、刑法第四章に第一条の二（二〇〇五年四月一日現在の正文）が追加された。

第一条の二 第一条に掲げる場合の他、下記の目的をもって、脅迫又は欺きを用いて、人の危険にさらされた状態を悪用して又はその他の不適切な手段によつて、人を募集し、移送し、宿泊させ、受け入れ又はその他の同様な手段を取り、それにより右の人に対して統制を加える者は、「人身取引」として二年以上十年以下の拘禁に処する。

一、右の人を第六章第一条、第二条、第三条、第四条、第五条もしくは第六条による犯罪にさらし、一時的な性的結合のために利用し又はその他の方法で性的目的で利用するため、

二、右の人を戦争業務又は強制労働もしくはその他の同様な強制的状態において利用するため、

三、臓器の摘出に利用するため、又は

四、その他、危険にさらされている人にとっては緊急状態を意味する状況において利用するため。

第一項に示す目的で下記の行為を行なった者についても同様とする。

一、人に対する統制を他の人に移転する者、又は二、人に対する統制を他の人から受取る者。

十八歳未満の者に対して第一項に掲げる行為を行なった者は、同項に示す不適切な手段を用いていない場合においても、人身取引として処断する。

第一項ないし第三項の罪があまり重くない場合には、四年以下の拘禁に処する。（二〇〇二年法律第四三六号、二〇〇四年法律第四〇六号、二〇〇五年法律第九〇号）

この規定は、二〇〇四年の改正で、それまで同章第三条に規定されていた事項を第一条の二の中に取込んだもので、同時に第三条は削除された。

性犯罪の改正の主要部分についての刑法の一部改正案は昨年議会に提出された。提案の題名は「新性犯罪立法」⁽²⁸⁾である。この提案は社会民主党、共産党及び環境党三党の合意によるもので、穏健党、自由党及び中央党は提案に加わっていない。⁽²⁹⁾

この提案の主要な目的は、性的侵害に対する保護を増進することであり、特に、児童を性的侵害から保護するための立法手段が提案されている。この関連で一九九八年に制定された性的奉仕の購入を禁止する法律（一九九八年法律

第四〇八号)を廃止し、その内容を刑法第六章の中に第一一条として取入れる提案もなされている⁽³¹⁾。

今回の改正では、児童の性的侵害に対する保護の増進と性的統合性の強化と性における自己決定権の強化が図られた。つまり、児童に対する成人からのあらゆる性的な侵害を防止することは、現代社会において重要性を増しており、この点で刑法上の性犯罪の規定は大きい役割を担っていることが強調される。スウェーデンにおいては、歴史的にみて性犯罪における保護法益は家族(男性)の名誉から女性の自由権に移ってきたとされる。別の表現を用いれば社会秩序の維持から個人の人権に重点が移ったということができ。改正提案には女性の平穩 (kvinnofrid) と児童の保護 (skyddet för barn och ungdom) が重要な指導理念として現れている⁽³²⁾。

周知のように一九九〇年九月二日に児童権利条約⁽³³⁾が発効している。また、二〇〇一年一月二日には人身売買の廃絶と児童の性的搾取及び児童ポルノの廃絶とに向けた欧州共同体委員会 (Commission of the European Community) の枠組決定 (Council Framework Decision) が提案され、二〇〇二年一〇月一四―一五日には枠組決定の内容に関する合意がなされた⁽³⁴⁾。スウェーデン議会はこの枠組

決定を採択し、政府はその内容の完全な実現を今回の改正で図っている⁽³⁵⁾。また、I T 関連犯罪に関する欧州条約がネット上の児童ポルノの流通を犯罪化していることもあげておきたい⁽³⁶⁾。

三 今回の改正の特徴

前述したように、今回の改正では性的統合性の保護、児童の保護に重点が置かれると同時に、用語の現代化、性犯罪の体系的把握に努力がそそがれた。その特徴について二つの点を紹介しておきたい。

A 性行為 (Sexuell handling) の意義

現行刑法の制定の前には性犯罪一般に共通する用語として otukt⁽³⁷⁾ が使用されていた。現行刑法制定後のこの語は犯罪の名称のみに限定して使用され、各規定の文言の中では *könsligt umgänge* が用いられていた。一九八四年改正はこの語を otukt に代えて使用することを定めると同時に表現を *könsligt umgänge* から *sexuellt umgänge* に変更⁽³⁸⁾した。それを更に今回の改正では *sexuell handling* と変更した。これは、性犯罪にかかる用語のもつ特殊な意味合いを客観的に理解しやすいものに変えていこうとする方針

を示している。⁽³⁹⁾

立法資料によると、sexual handling と sexuell umginge より広い概念とされる。sexuell umgänge では人の性器が他人の体の一部に接触することが必須で、動物との接触は含まれないが、判例では着衣の状態での接触もここに含まれる。刑法第六章の規定の文言中本来の性交（日本の刑法では姦淫）を意味する語は samlag であり、この語は現行刑法の制定以来一貫して変化していない。アナル性交やオラル性交は姦淫類似の性的接触とされ、他人に向かって行なうオナニーは姦淫類似の行為には含まれないが、異物や拳を性器に挿入する行為は一九九八年の法改正以降姦淫類似の行為とされている。⁽⁴⁰⁾ 問題とされてきたのは姦淫以外の性的な意味合いをもつすべての身体的接触或いは表現を示す適切な語は何かということであり、それを sexuell handling で一括して表現したのが今回の改正である。

B 「侵害 (kränkning)」について

もう一つの問題は「侵害 (kränkning)」である。性犯罪を性行為 (sexuell handling) そのものとしてみるのではなく、それを通して被害者の人格、性的自己決定権、自由等をどこまで侵害したのかという点に刑罰価値の根拠を求めていることである。つまり、すべての人は自己の身体

の自由について絶対的権利を持つのであり、また「児童強姦 (Valdtåkt mot barn)」が新設されたのは児童に対する性的な侵害の大きさから、一五歳未満の児童はあらゆる性行為から絶対的に保護する必要があるからである。⁽⁴¹⁾

性的自己決定権の観点から立法顧問院 (Lagrådet) は、強姦の成立要件に関連して、いわゆるブルガリア事件について欧州裁判所が行なった欧州人権条約の解釈の分析に基づいた再検討を求めた。⁽⁴²⁾ ブルガリア事件とは、ブルガリアの裁判所において一四歳の少女が二人の男性に強姦されたとする事件で、加害者は暴力を用いず、被害者も抵抗せずに性交に応じたことを理由に刑事責任が問われなかった事実を欧州人権条約第三条及び第八条に違反するものとして被害者がブルガリア政府を相手に欧州裁判所に提訴し、同裁判所が二〇〇三年一月四日に「条約に基づく各国のポジティブな義務は、被害者が仮に物理的に抵抗しなかったとしてもその同意を得ずに実行された性的行為に刑罰を定め、起訴する義務を意味する」と認定したものである。⁽⁴³⁾

分析によれば、⁽⁴⁴⁾ 欧州裁判所は、ブルガリア政府が原告の主張（強姦の刑事責任の判断にあたり特に被害者の抵抗の存否を重視している。）に対して実務的にも理論的にも何も説明していないと認定し、この処理の仕方は、強姦事件

の効果的訴訟に関して欧州条約が加盟諸国に科している要求に対応するには余りにも冷たすぎると考えている。従って、ブルガリアの裁判所システムは、そのような法の適用をもってしては、強姦やその他の性的攻撃に対する充分効果的な保護を認めているといえず、欧州裁判所は条約の侵害があったと認定したものである。

ブルガリア事件が示すのは、強姦の規定が暴行と威嚇を要件とすることを欧州条約に違反するとみるのではなく、すべての条件の包括的判断が強姦事件では必要であると解釈できる。政府は、この解釈を基に暴行と威嚇を成人に対する強姦の要件とすることが欧州条約の要求に違反するものではないと考えた。更に、立法顧問院の意見も強姦の規定の構成には触れていないこと、最高裁判所の判決が被害者の同意を強姦成立の基本的要件としていること、更には被害者の抵抗はスウェーデン法の強姦規定の適用には無意味であることを考慮し、ブルガリア事件での欧州裁判所の意見との一致を図る必要はないと結論した。

四 個々の規定について

ここでは、第六章の新しい規定とその解説とに基づいて、

個々の行為類型について紹介する。

A 強姦 (Valdžak)⁽⁴⁵⁾

強姦は、「強姦」、「重強姦」と軽微な強姦に分かれる。強姦は、行為者が傷害、暴行又は犯罪行為の威嚇をもって他人を強制的に姦淫し、またはその他の姦淫と同程度の性的行為を実行しまたは忍耐させるものである。姦淫は異性間のみに限られ、同性間のもはその他の性的行為に含められる。夫婦間、婚約者間、同棲者間でも強姦が成立する。姦淫と同程度とされる行為としては、前述のようにアナル性交、オラル性交の他、異物や拳を性器に差込む行為があげられる。また、重強姦の定義から「生命に対する危険」という表現が削られ、「深刻な暴力又は威嚇」、「複数の行為者」、「無思慮と残酷さ」が判断の基準になり、強姦の適用範囲が拡大されている。⁽⁴⁶⁾

B 性的強制 (Sexuelt tvang)

強姦の適用範囲の拡大によって性的強制の適用範囲は限定されたが、規定の内容の変更はない。強姦を構成しない無援助状態にある者の不適切な性的玩弄もここに分類される。沿革的には現行刑法の当初の第六章第二条の罪「性的自由権の侵害」が一九八四年の改正で第二条の「性的強制」と第三条の「性的玩弄」とに分けられ、更に、一九九

二年に「性的強制」が「性的強制」と「重性的強制」とに分けられている。今回の改正はこの区別をそのまま引継いでいる。判断の基準は、「複数の行為者」と「無思慮と残酷さ」である。

「性的強制」は強姦を構成しないが、強要 (olaga tvång) によって他人に性的行為を実行しまたは忍耐させるものである。加害者、被害者の性別は無関係で、当事者間の関係も意味をもたない。行為者によって第三者が性的行為を実行し又は忍耐させる場合もここに含まれる。つまり、自らの行為を行わない者も責任を問われる。

C 依存的地位にある者の性的玩弄 (Sexuell utnyttjande av person i beroendeställning)⁽⁴⁸⁾

沿革的には、この罪も現行刑法の当初の第六章第二条の罪「性的自由権の侵害」から分離したものである。一九八四年の改正で脅迫による性的接触がこの罪から分離し、性的強制に分類された。そして行為者に対して何らかの意味で依存的関係にある者、即ち「無力もしくはその他無援助の状態にあるか又は精神障害にかかっている者を不適切に玩弄することによって他人と性的接触」を行なう者を依存的地位にある者の性的玩弄として処罰の対象とし、この罪を無思慮に行なう場合これを重依存的地位にある者の性的

玩弄として処罰した。今回の改正では、依存状態の具体的指摘が消滅し、依存状態を一般的に規定し、それを利用して性的行為を実行し又は忍耐させる場合がこの罪の内容になっっている。複数の行為者と無思慮とが重依存的地位にある者の性的玩弄の判断基準である。

D 児童強姦 (Valdtakt mot barn)⁽⁴⁹⁾

児童強姦は今回の改正で新設された罪である。一五歳未満の児童は性的行為に同意することができない。これが基本である。従って、強姦ではあるが、暴力や威嚇を加えることは要件にならない。単に姦淫またはそれと同程度とされる行為があればこの規定が適用される。被害者の性別も無関係である。また、被害者がイニシヤティブをとった場合でもこの罪が成立する。この意味では英米法のいわゆる Statutory rape に近い犯罪類型ということができよう。

一五歳以上一八歳未満の者の場合には、一五歳未満の者の場合とは異なり一定の限界内で性的な自己決定権が認められるという観点から、行為者の子孫の場合、行為者の養育下にある者の場合、公務所の決定によって行為者の保護と監督の下に置かれている者の場合など行為者と被害者との間に特定の依存関係が存在するときにこの罪の成立が認められる。しかし、教師と生徒との関係はここにいう依存

関係には含まれない。⁽⁵⁰⁾

重児童強姦の判断基準は、「暴力と犯罪の威嚇の使用」、「複数の行為者」、「行為経過と被害者の年齢に照らした」無思慮と残酷さ⁽⁵¹⁾である。

重児童強姦とは逆に行為をめぐる事情がさほど深刻ではない場合児童強姦の責任が軽減される。その場合は強姦という表現ではなく、「児童の性的玩弄 (Sexuellt utnyttjande av barn)」とごう別の構成要件が今回の改正により新たに設定された。例えば、一四歳一月の児童が自由意思で恋愛関係にある成人と性交するような場合を想定し、被害者の同意が児童強姦の罪の成立に影響しない点の救済を図るためのもので、この規定の適用は制限的にすることが予定されている。⁽⁵¹⁾

E 児童に対する強制猥褻 (Sexuellt övergrepp mot barn)⁽⁵²⁾

「児童の性的玩弄」にも「児童強姦」にも該当しない児童に対する性的犯罪を規定するもので、いわば副次的な罪である。具体的な行為の例示としては、加害者が児童に自分の面前でオナニーをさせるといような場合があげられている。⁽⁵³⁾「重児童に対する強制猥褻」の判断基準は、「複数の行為者」、行為経過と被害者の年齢に照らした「無思慮と

残酷さ」である。

F 子孫との姦淫及び兄弟姉妹との姦淫 (Samlag med avkomling, Samlag med syskon)⁽⁵⁴⁾

これは現行刑法制定時の「子孫の肉体的凌辱」及び「兄弟姉妹へ肉体的凌辱」と同じものである。この規定は第一条ないし第四条との関連では副次的な規定である。四個の規定が適用できる場合にはそれらの罪が優先する。⁽⁵⁵⁾

G 性的姿態表現への児童の利用 (Utnyttjande av barn för sexuell posering)⁽⁵⁶⁾

今回の改正で新設された罪である。性的な面で児童を保護することは、児童の健全な発達のために重要な課題になっており、欧州共同体委員会は前述のように、二〇〇一年に児童の性的搾取及び児童ポルノの廃絶に関する枠組決定を行なっている。決定の第二十条は、⁽⁵⁷⁾

各加盟国は、下記の行為を可罰化するのを確実にするため必要措置をとらなければならない。

一、児童を売春のため強要し、搾取し、誘導し、利益をあげ又はその他の方法で児童売春を容易にすること。

二、児童を下記の状況下で性的行為に従事させること。

- (一) 誘導もしくは強要、暴力もしくは威嚇を使用する、
- (二) 金銭、その他の経済的価値のあるものもしくはその

他の形の見返りを性的行為の代償として児童に与える、又は

(三) 児童の弱みに付け込んで権威もしくは影響力を用いる。

と規定しており、これに基づいた措置を各国は実施する義務を負っている。伝統的にスウェーデンはこの面で積極的に行動する国であり、枠組決定による責務を完全に履行するとしている。⁽⁵⁸⁾

一五歳未満の者が姿態表現への協力に同意することは無意味で、無条件に協力は禁止される。しかし、一五歳以上一八歳未満の者の場合には、右の禁止は限定されたものになる。そのため、児童の健康及び発達を害する場合には禁止が働くとする文言が加えられている。「重性的姿態表現への児童の利用」の判断基準は、「大掛かりなクラブの経営」、「収益の大きさ」及び「無思慮な児童の利用」である。

H 児童の性的行為の購入 (Köp av sexuell handling av barn)⁽⁵⁹⁾

この行為は一八歳未満の児童に例外なく適用される。ただ、売春を一般的に禁止する規定を別に設ける(第一条)ことから、児童を対象とする規定が特に必要かどうかの問題になった。児童の保護を主眼におくとき、売春以外

の性的な行為についてもその購入を児童の場合には禁じるべきで、支払者が第三者であっても児童の性的行為を享有した者は処罰の対象にするとされている。

I 猥褻行為 (Sexuellt ofredande)⁽⁶⁰⁾

現行刑法制定当時の *otuktigt beteende* (第六章第六条)の罪に相当するものである。現在の罪名は一九八四年の改正により用いられるようになった。この規定は副次的規定とされており、第一条から第九条迄の規定の適用がある場合には適用されない。児童の性別、同意は犯罪の成立に無関係である。行為者にとって性的な意味が疑いなく認められることが必要条件である。従って、水浴中に裸の子を抱き上げただけではこの罪は成立しない。

露出行為はここに含まれる(第一〇条第二項)。

J 性的奉仕の購入 (Köp av sexuell tjänst)⁽⁶¹⁾

前述したようにこの罪は、一九九八年に制定された性的奉仕の購入を禁止する法律(一九九八年法律第四〇八号)を廃止し、その内容を刑法第六章の中に第一条として取入れたものである。

第六章の罪の中でこの罪は副次的な罪である。ただし、児童の性的行為の購入との関係では優先的に適用される。具体的には、ある人が対価を支払って一時的な性的結合を

他人と持てばこの罪が成立する。対価を誰が支払うかは犯罪の成立に無関係である。売春は当然ここに含まれるが、売春でなくとも対価を得てたまたま一回だけ性関係を持つたとしてもこの罪が成立する。

K 媒介 (Koppleri)

この罪の内容は現行刑法制定当時と大きい変化はないが、「重媒介」の判断基準が道徳の色合いから経済の色合いを強める方向に変化している。制定当時の第六章第七条には「犯罪者が不道徳な生活を広範に奨励したか、又は他人を無情に利用したか」と基準が書かれていたが、その後の改正で、不道徳な生活云々の文言は削除されて、「対価を得て行なう一時的な性的結合を促進」と変化し、更に「大規模に運営される活動にかかり、多額の利益をもたらす」ことが基準に追加されている。売春 (Prostitution) の語が第六章第一二条で使用されなかった理由はこの語のもつ道徳的否定的価値観にあった⁽⁶⁵⁾。

L 児童ポルノの処罰

第六章の犯罪と直接関係はないが、第一六章の「公共の秩序に対する罪」に第一〇条の二の一部改正が提案されている。それによると、「重児童ポルノ罪」の法定刑が四年から六年に引上げられている。その理由は、児童の性的搾

取及び児童ポルノの廃絶の手段として欧州共同体の枠組決定をスウェーデンが積極的に実行する姿勢を示すところにある。従って、法定刑の引上げは厳罰化を目的とするものではなく、裁判所の量刑に巾をもたせ、事件の柔軟な処理を可能にするものとされている。

M 訴訟法上の問題

今回の改正では、訴訟法上二つの重要な変更があった。一つは児童強姦等児童を対象とする性犯罪の時効期間の計算にかかると、時効期間進行の始期が現行の一五歳から一八歳に達した時又は達すべきであった時から変更された。これに関する規定は刑法第三章第四条に定められている。

その理由は、児童期における性犯罪の被害は深刻で、一生涯継続すること、児童は判断力が未熟で成熟した後でなければ十分に自分の被害を意識し、対抗手段を自ら考えることができないこと、性犯罪に対する最も効果的な対抗措置は刑法上の刑罰であることである。

もう一つは、国外犯の二重処罰に関するものである⁽⁶⁸⁾。今回の改正で刑法第二章第二条が改正されて、第六章第一条ないし第六条、第八条第三項及び第一二条の罪(未遂を含む)については、その罪が一八歳未満の児童を対象として

犯された場合には、スウェーデン人の国外犯に対するスウェーデンの裁判権及び刑罰に関する制限を適用しないという規定が第二章第二条に追加された。

その理由は児童の権利条約による国際的協力義務の一環として、例えば外国旅行中のスウェーデン人が旅行先の国において刑法第六章にあたる罪を現地の児童に対して犯した場合、その国の司法処理の結果を考慮しないで、スウェーデン法に従って処理することが児童保護の観点から当然とされるところにある。

- (1) 宮澤浩一訳、スウェーデン刑法典、法務省司法法制調査部、昭和四三年、三八頁参照。なお、現行刑法以前の性犯罪に関する規定については、*Sexuella övergrepp*, SOU 1976:9, pp. 27-40 に詳細な記述がある。特に、性犯罪に対する死刑について *Valdåkt och andra sexuella övergrepp*, SOU 1982:61, p. 31. また、不十分なものであるが坂田、「スウェーデン刑法における性規定」、ジュリスト四七四号、昭和四六年、三七頁以下。
- (2) 中谷瑾子外、「スウェーデン性刑法の改正」、ジュリスト八七二号、昭和六一年、五〇頁参照。
- (3) 中谷瑾子外、同書四九頁。Op. cit., SOU 1976:9.
- (4) *Ibid.*, p. 17.
- (5) *Valdåkt*, SOU 1981:64, pp. 6-7. cf.
- (6) Op. cit., SOU 1982:61, pp. 37-43 cf.
- (7) Op. cit., SOU 1981:64.
- (8) 強姦罪 (*Valdåkt*) と性的暴行の罪 (*Valdåkrande*)。Op. cit., SOU 1981:64, p. 22.
- (9) 以下要約 (*Ibid.*, pp. 249ff.) による。
- (10) *Ibid.*, pp. 241-243.
- (11) *Ibid.*, pp. 240-241.
- (12) *Ibid.*, pp. 252-253. cf.
- (13) Op. cit., SOU 1982:61, pp. 29-30.
- (14) 中谷瑾子外、前掲ジュリスト八七二号、昭和六一年、四九一五頁参照。
- (15) *NJA-II* 1998, pp. 343ff.
- (16) この答申は A (答申本文)、B (資料) から成っている。答申は、「女性の平穩の問題を社会サービス、健康・医療、ボランティア団体等包括的に扱っており、その一つとして性犯罪の規定の見直しをしている。特に、答申は「強姦」の概念を極端に拡大し、「姦淫又はその他の方法で玩弄する」としてゐる。Op. cit., SOU 1995:60, Del A, p. 19.
- (17) 答申は、「経済的又はそれと同等の補償を対価として一時的な性的結合のために他人を玩弄する者は、性取引 (*Köns handeln*)」として罰金又は六月以下の拘禁に処する

- (66) Op. cit., SOU 2001:14, pp. 144f. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, p. 6:3.
- (67) Op. cit., SOU 2001:14, pp. 146f.
- (11) Op. cit., Prop. 2004/05:45, p. 21.
- (37) *Ibid.*, pp. 37-41.
- (39) Danelius, Hans, *Europadomstolens domar. S:JT* 89 (2004), p. 74 cf.
- (14) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 39-41. 性暴力罪の成立要件⁸⁰
- (95) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 41-57. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, pp. 6:6-16.
- (99) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 57-61. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, pp. 6:17-22.
- (54) SFS 1992:147. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, p. 6:17⁴⁴ NJA II 1992, p. 56 性暴力罪の成立要件⁸⁰
- (89) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 61-65. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, pp. 6:23-25.
- (97) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 65-76. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, pp. 6:26-30.
- (98) *Saxalbroten*, 2004/05:juU16, pp. 25-26. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, p. 6:29.
- (15) Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, p. 6:31. Op. cit., Prop. 2004/05:45, p. 77 cf.
- (82) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 78-81. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, pp. 6:33-35.
- (83) Op. cit., Prop. 2004/05:45, p. 80.
- (75) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 82-84. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, pp. 6:36-39.
- (13) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 83.
- (18) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 93-102. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, pp. 6:39-41.
- (16) Op. cit., EU, Com (2000) 854 final/2, p. 31.
- (88) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 98.
- (85) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 90-93. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, pp. 6:42-43.
- (80) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 84-90. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, pp. 6:44-47.
- (12) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 103-107. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, pp. 6:48-50.
- (82) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 107-113. Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, pp. 6:51-57.
- (83) 性暴力罪の成立要件⁸⁰
- (7) Holmqvist m.m., *Brottsbalken I*, Suppl. 7, 2002, Norstedts Förlag, p. 6:43 cf.
- (18) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 110, 105 cf.
- (98) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 118-119. Holmqvist

mm., *Brottsbaken II*, Suppl. 13, 2005, Norstedts Förlag, pp. 16:56, 16:59.

(67) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 119-124.

(68) Op. cit., Prop. 2004/05:45, pp. 125-130.

〔付録〕 刑法第六章 性犯罪 (二〇〇五年四月一日現在の正文)

(一九八四年法律第三九九号、同年七月一日施行を以て標題変更)

(二〇〇五年法律第九〇号をもって全面改正、同年四月一日施行)

第一条 傷害もしくはその他の暴行又は犯罪行為の威嚇によって他人を強制的に姦淫し、又は侵害の種類及びその他の事情にてらして姦淫と同程度のその他の性行為を実行しもしくは忍耐させた者は「強姦」として二年以上六年以下の拘禁に処する。

無意識、睡眠、酩酊もしくはその他の薬物の影響、疾病、身体障害もしくは精神障害又はその他の事情にてらして無援助の状態にある者を不適切に利用することによって人と姦淫又は第一項により姦淫と同程度とされる性行為を行なう者についても同様とする。

第一項又は第二項に掲げる罪が犯罪の際の事情にてらしてあまり重くない場合には四年以下の拘禁に処する。

第一項又は第二項に掲げる罪が重いものとみなすべき場合には「重強姦」として四年以上十年以下の拘禁に処する。

右の罪が重いか否かの判断に際しては、暴行又は威嚇が特に深刻なものであるか否かもしくは複数の者が被害者に暴行を加えもしくはその他襲撃に参加したか又は行為者が行為の経過その他にてらして特に無思慮もしくは残酷さを示したかについて特に考慮しなければならない。(二〇〇五年法律第九〇号)

第二条 第一項に掲げる以外の場合に、違法な強制により人に性行為を実行もしくは忍耐させることに誘引した者は、「性的強制」として二年以下の拘禁に処する。

第一条第二項に示す要件のもとに同項に掲げる以外の性行為を人に行なう者についても同様とする。

第一項又は第二項に掲げる罪が重いものとみなすべき場合には「重性的強要」として六月以上六年以下の拘禁に処する。右の罪が重いか否かの判断に際しては、複数の者が被害者に暴行を加えもしくはその他襲撃に参加したか又は行為者がその他特に無思慮もしくは残酷さを示したかについて特に考慮しなければならない。(二〇〇五年法律第九〇号)

第三条 人が行為者に対して依存的な地位にあることを深刻に乱用することによってその者に性行為を実行もしくは忍耐させることに誘引した者は「依存的地位にある者の性的

玩弄」として一年以上二年以下の拘禁に処する。

右の罪が重いものである場合は、「重依存的地位にある者の性的誘惑」として六月以上四年以下の拘禁に処する。

右の罪が重いか否かの判断に際しては、複数の者が被害者に暴行を加えもしくはその他襲撃に参加したか又は行為者がその他特に無思慮を示したかについて特に考慮しなければならない。（二〇〇五年法律第九〇号）

第四条 十五歳未満の者と姦淫し又は侵害の種類及びその他の事情にてらして姦淫と同程度のその他の性行為を実行させた者は「児童強姦」として一年以上六年以下の拘禁に処する。

十五歳以上十八歳未満であつて、かつ行為者の子孫又はその養育下にあるかもしくは同様な関係にある者又は公務所の決定に基づき保護もしくは監視の責任を負っている者に対して第一項に掲げる行為を行なう者についても同様とする。

第一項又は第二項に掲げる罪が重いものとみなすべき場合は、「重児童強姦」として一年以上十年以下の拘禁に処する。右の罪が重いか否かの判断に際しては、行為者が暴行もしくは犯罪行為の威嚇を用いたか又は複数の者が被害者に暴行を加えもしくはその他襲撃に参加したか又は行為者が行為の経過もしくは児童の低年齢その他にてらして特に無思慮もしくは残酷さを示したかについて特に考慮しな

ければならない。（二〇〇五年法律第九〇号）

第五条 第四条第一項又は第二項に掲げる罪が犯罪の際の事情にてらしてあまり重くない場合には「児童の性的玩弄」として四年以下の拘禁に処する。（二〇〇五年法律第九〇号）

第六条 十五歳未満の児童又は十五歳以上十八歳未満の者であつて行為者と第四条第二項に掲げる関係にある者と第四条及び第五条に掲げる以外の性行為を実行する者は、「児童に対する強制猥褻」として二年以下の拘禁に処する。

右の罪が重いものである場合は、「重児童に対する強制猥褻」として六月以上六年以下の拘禁に処する。右の罪が重いか否かの判断に際しては、複数の者が児童に暴行を加えもしくはその他襲撃に参加したか又は行為者が行為の経過もしくは児童の低年齢その他にてらして特に無思慮もしくは残酷さを示したかについて特に考慮しなければならない。（二〇〇五年法律第九〇号）

第七条 本章において前各条に掲げる以外の場合で、自分の子又は子孫と姦淫した者は「子孫との姦淫」として二年以下の拘禁に処する。

本章において前各条に掲げる以外の場合で、自分の実の兄弟姉妹と姦淫した者は「兄弟姉妹との姦淫」として一年以下の拘禁に処する。

本条に述べるところは、違法な強制又はその他の不適切

な方法により右の行為に誘引された者にはこれを適用しない。(二〇〇五年法律第九〇号)

第八条 十五歳未満の児童を性的姿態表現の実行又はそれへの協力に促進又は誘引する者は、「性的姿態表現への児童の利用」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

右の姿態表現が児童の健康及び発達を害する性質のものである場合、十五歳以上十八歳未満の者に対して右の行為を行なう者も同様である。

右の罪が重いものである場合は、「重性的姿態表現への児童の利用」として六月以上六年以下の拘禁に処する。右の罪が重いか否かの判断に際しては、右の罪が大規模に運営される活動に関わるか、相当の収益をもたらすか、又は児童の無思慮な利用を内容とするかについて特に考慮しなければならぬ。(二〇〇五年法律第九〇号)

第九条 本章において前各条に掲げる以外の場合で、十八歳未満の児童に対価を支払って性行為を実行又は忍耐するよう誘引する者は、「児童の性的行為の購入」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

第一項に述べたことは、対価が約束され又は他人が与える場合であってもこれを適用する。(二〇〇五年法律第九〇号)

第一〇条 本章において前各条に掲げる以外の場合で、十五歳未満の者に性的に接触し又は右児童を性的内容の行為の

実行又はそれへの協力に誘引する者は、「猥褻行為」として罰金又は二年以下の拘禁に処する。

人に不快感を呼起す方法で他人に向けて性器を露出し又はその他言葉もしくは振舞により人の性的統合性を侵害するに適した方法で他人を苦しめる者についても同様とする。(二〇〇五年法律第九〇号)

第一一条 本章において前各条に掲げる以外の場合で、対価と引替えに一時的性的結合を得る者は、「性的奉仕の購入」として罰金又は六月以下の拘禁に処する。

第一項に述べたことは、対価が約束され又は他人が与える場合であってもこれを適用する。(二〇〇五年法律第九〇号)

第二二条 人が対価を得てする一時的な性的結合を得ることを促進したり又は不適切な方法で経済的に利用したりする者は、「媒介」として四年以下の拘禁に処する。

利用権を伴って居室を公開している人は、右の居室の全部又は重要な一部分が対価を得てする一時的な性的結合のために使用されていることを知り得べき場合であつて、かつ公開を停止するために要求される理由のある事項を行なわない場合、右の活動が継続又は反復される場合には、これを右の活動を促進しているものとみなし、第一項に従つて処断する。

第一項又は第二項に掲げる罪が重いものとみなすべき場

合は、「重媒介」として二年以上八年以下の拘禁に処する。右の罪が重いか否かの判断に際しては、右の罪が大規模に運営される活動にかかるとであったか、多額の利益をもたらしたか又は無思慮に他人を利用したかに特に配慮を払わなければならない。（二〇〇五年法律第九〇号）

第一三条 一定年齢未満の者に対して行なわれた行為について本章に定める責任は、第三者が右の年齢に達していないことを知らなくても、そのように仮定できる相当な事由を有している者にもこれがあるものとして処断する。（二〇〇五年法律第九〇号）

第一四条 十五歳未満の児童に対して第五条もしくは第六条第一項による行為を行なった者又は第八条第一項もしくは第十条第一項による行為を行なった者は、その者と児童との年齢及び発達の差が小さいこと及びその他の事情にてらして右の行為が児童に対する攻撃を意味していないことが明らかなる場合には、これを責任ありとして処断してはならない。（二〇〇五年法律第九〇号）

第一五条 強姦、重強姦、性的強制、重性的強制、依存的地位にある者の性的玩弄、重依存的地位にある者の性的玩弄、児童強姦、重児童強姦、児童の性的玩弄、児童に対する強制猥褻、重児童に対する強制猥褻、性的姿態表現への児童の利用、重性的姿態表現への児童の利用、児童の性的行為の購入、性的サービスの購入、媒介及び重媒介の未遂は、

第二十三章に定めるところによりこれを処断する。

強姦、重強姦、児童強姦、重児童強姦、重性的姿態表現への児童の利用、重媒介及び右の罪の暴露の無視の予備及び共謀についても同様とする。（二〇〇五年法律第九〇号）

刑法第二章 スウェーデン法の適用（抄）

第二条 王国外で犯された罪は、右の罪を下記の者が犯した場合に、スウェーデン法に従い、スウェーデンの裁判所で判決がされる。

一、スウェーデンに住所を有するスウェーデン国民又は外国人

二、犯罪の後にスウェーデン国民になるか若しくは王国に住所を取得したスウェーデンに住所を有しない外国人又はテンマーク人、フィンランド人、アイスランド人若しくはノルウェイ人であつて、王国に現在する外国人

三、王国に現在するその他の外国人で、その犯罪に対してスウェーデン法により六月をこえる拘禁が科される場合

第一項は、その行為が行為地の法律により責任を問われない場合又はどの国にも属さない領域でその行為が行なわれた場合で、かつスウェーデン法により罰金をこえる重い刑罰がその行為には科されない場合には、これを適用しない。

第二項に掲げる場合には、行為地の法律により右の犯罪

に対して法定されている最も重い刑罰をこえると見做される制裁を宣告することはできない。

第二項及び第三項に示すスウェーデン裁判権の制限は第六章第一條ないし第六條、第八條第三項及び第十二條に掲げる罪又は右の罪の未遂については、右の罪が十八歳未満の者に行なわれた場合にはこれを適用しない。(一九七二年法律第八一二号、二〇〇五年法律第九〇号)

刑法第三十五章 制裁の時効(抄)

第四條 第一條に定める期間は、犯罪が行なわれた日からこれを計算しなければならない。行動の結果の発生すること
が制裁の宣告の要件になっていた場合には、右の期間は当該結果の発生した日より計算しなければならない。

第六章第四條ないし第六條及び第八條第三項に掲げる罪又は右の罪の未遂が十八歳未満の児童に対して犯された場合、第一項に定める期間は被害者が十八歳に達した日又は達すべきであった日からこれを計算する。第六章第一條ないし第三條及び第十二條に掲げる罪又は右の罪の未遂が十八歳未満の者に対して犯された場合についても同様とする。
軽微でない商業帳簿犯罪において、犯罪から五年以内に帳簿作成責任者が破産を宣告され、債権者との合意又は支払を獲得又は提供した場合、右の期間はそれが行なわれたときから計算しなければならない。犯罪から五年以内に帳

簿作成責任者が租税又は課税監査の対象となった場合、右の期間は監査が決定された日から計算しなければならない。(一九九四年法律第一四九九号及び一九九六年法律第六五九号、二〇〇五年法律第九〇号)